

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき、
翌日)

目次

◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(社会課)

基本測量の実施(管理課)

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇教委告示 鳥取県指定保護文化財の指定(文化課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第四百十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(

昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

平成四年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	氏名	勤務先
整形外科	倉信 耕爾	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
外科	岡野 一 廣	日野郡日野町根雨六五四一 日野病院
内科	山崎 純 一	境港市米川町四四 鳥取県済生会境港総合病院
内科	西垣 隆 志	鳥取市尚徳町一二七 鳥取赤十字病院
内科	坂本 惠 理	倉吉市上井三〇二一一 垣田病院
小児科	村尾 正 治	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
泌尿器科	河村 秀 樹	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
診療科目	診断に係る障害の範囲	
整形外科	肢体不自由	
外科	心臓の機能の障害	
内科	心臓の機能の障害	
内科	心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害	
小児科	ぼうこう又は直腸の機能の障害	
泌尿器科	じん臓又はぼうこう若しくは直腸の機能の障害	

内外科
整形外科
胃腸科
肛門科
皮膚泌尿科
器科

ぼうこう若し
くは直腸又は
小腸の機能の
障害

米川 正 夫

米子市西三柳八八〇一
米川医院

鳥取県告示第四百十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
- 二 作業期間 平成四年四月十五日から平成五年三月十六日まで
- 三 作業地域 倉吉市、米子市及び境港市、八頭郡智頭町、東伯郡関金町、大栄町、東伯町及び赤碓町、西伯郡岸本町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡江府町及び溝口町

鳥取県告示第四百十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子市車尾宮ノ前土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の

届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	住 所
天野 忠 男	米子市車尾一四一一
磯部 正 樹	四八〇
菅澤 敏 夫	九一八
大東 寛 一	一三九六一
角崎 正 治	二六二
徳岡 孝 良	五七八
野坂 昭 次	一四三三一一
野々口 豊 治	一二四八
藤田 正 憲	一〇九六

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

平成四年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成四年四月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 日時 平成四年四月十七日(金) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 三 議題 参議院議員通常選挙の事務処理日程等について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第四
条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をする
ので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年四月十四日

鳥取県教育委員会委員長 西 圭 介

考古資料の部

名 称	員 数	所 有 者	所有者の住所	所 在 の 場 所
長瀬高浜遺跡玉作関係資料一括 一 管玉未製品 一 攻玉工具類 叩き石 錐状石器 石製有孔円盤及び同未製品 土製有孔円盤 附弥生土器片 以上第百十三号住居跡出土 一 管玉未製品 一 攻玉工具類 砥石 錐状石器 附弥生土器片 以上第百五十六号住居跡出土 一 管玉未製品 一 勾玉未製品 一 攻玉工具類 砥石 錐状石器 附弥生土器片 以上第百五十八号住居跡出土	六十八箇 一箇 一箇 十一箇 二箇 一箇 一括 一箇 三箇 十二箇 一括 三十三箇 一箇 一箇 十九箇 一括	羽合町	東伯郡羽合町大字久留 一九一一	東伯郡羽合町大字久留一九一一 羽合町歴史民俗資料館

<p>阿弥大寺弥生墳丘墓群出土遺物一括</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 壺形土器 一 甕形土器 一 高杯形土器 一 器台形土器 一 手捏土器 一 以上一号墓出土 一 甕形土器 一 以上二号墓出土 一 手捏土器 一 以上三号墓出土 一 附弥生土器片 	<p>倉吉市</p>	<p>倉吉市葵町七三二</p>	<p>倉吉市仲ノ町三四五―八 倉吉博物館</p>
<p>倉吉市小田出土</p> <p>附弥生土器片</p> <p>以上第百六十九号住居跡出土</p> <p>架装櫛文銅鐸</p>	<p>倉吉市</p> <p>二号鐸</p> <p>足羽弘研</p> <p>一号鐸</p>	<p>倉吉市葵町七三二</p> <p>大阪府寝屋川市美井町 一三―一二</p>	<p>倉吉市仲ノ町三四五―八 倉吉博物館</p>
<p>管玉未製品</p> <p>一 攻玉工具類</p> <p>錐状石器</p> <p>附弥生土器片</p>	<p>二十七箇</p> <p>百四十八箇</p> <p>一括</p> <p>二箇</p>	<p>倉吉市</p> <p>倉吉市</p> <p>倉吉市</p> <p>倉吉市</p>	<p>倉吉市仲ノ町三四五―八 倉吉博物館</p>
<p>一 管玉未製品</p> <p>一 攻玉工具類</p> <p>錐状石器</p> <p>附弥生土器片</p> <p>以上第百六十九号住居跡出土</p> <p>架装櫛文銅鐸</p>	<p>二十七箇</p> <p>百四十八箇</p> <p>一括</p> <p>二箇</p>	<p>倉吉市</p> <p>倉吉市</p> <p>倉吉市</p> <p>倉吉市</p>	<p>倉吉市仲ノ町三四五―八 倉吉博物館</p>

新興寺金峯山経塚出土遺物一括

- 一 銅経筒
- 一 外容器
- 一 銅鏡
- 一 内、残片
- 一 白磁合子
- 一 白磁皿
- 一 銅鈴
- 一 金銅製金具
- 一 経軸残片
- 一 桧扇残片
- 一 刀残欠鏝共

- 二口
- 一口
- 八面
- 五面
- 一合
- 一口
- 一箇
- 三箇
- 一括
- 一括
- 一括

宗教法人新興寺

八頭郡八東町大字新興寺一六六

鳥取市東町二丁目二四
鳥取県立博物館

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年四月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スターフラインターI コスモクラフトGP	株式会社三共 "
"	キングプロテックII	"
"	金剛パワー	豊丸産業株式会社
"	ダウンタウン2	"

〃	ビッグケイエンズアイ	〃
〃	エキサイトバニー	株式会社ニューギン
〃	エキサイトバニー2	〃